

○新旧対照表	
改正前	改正後
(駐車施設等) 第十一条 条例第十六条第一項に規定する市長が別に定める算定方法により算定した数は_____、当該ワンルーム形式の住戸の数に、同項第一号及び第二号に掲げる地域においては一を、同項第三号及び第四号の地域においては二分の一を乗じて得た数とする。 2 条例第十六条第一項の規定により設置する駐車施設は、建築物における駐車施設の附置及び管理に関する条例（昭和四十年仙台市条例第二十一号）第九条第一項及び第三項の規定の例による。 3 条例第十六条第二項の規定による駐車施設の一部の敷地外への設置は、同条第一項に規定する台数に二分の一_____を乗じて得た数に相当する台数を超えない台数の自動車を駐車することができる駐車施設を当該集合住宅の敷地境界線からの水平距離が四百メートルの範囲内に設ける場合に限り、行うことができる。この場合において、条例第十三条_____による報告を行う際に、次に掲げる図書を添付しなければならない。 一 敷地外に設置する駐車場の付近見取図（当該集合住宅の敷地と当該駐車場との間の距離を表示したもの） 二 敷地外の駐車場の所有者又は管理者が、駐車場の使用を承諾したことを証する書面の写し	(駐車施設等) 第十一条 条例第十六条第一項の_____市長が別に定める算定方法により算定した数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該ワンルーム形式の住戸の数に当該各号に定める割合_____を乗じて得た数とする。 一 条例第十六条第一項第一号又は第二号に掲げる地域 一（同号に掲げる地域において鉄道の駅からの水平距離が四百メートルの範囲内に当該集合住宅の敷地の全部又は一部がある場合（次号及び第三項において「敷地と駅とが近接している場合」という。）にあつては、三分の二） 二 条例第十六条第一項第三号又は第四号に掲げる地域 二分の一（これらの規定に掲げる地域において敷地と駅とが近接している場合にあつては、三分の一） 2 条例第十六条第一項の規定により設置する駐車施設は、建築物における駐車施設の附置及び管理に関する条例（昭和四十年仙台市条例第二十一号）第九条第一項及び第三項の規定の例による。 3 条例第十六条第二項の規定による駐車施設の一部の敷地外への設置は、同条第一項に規定する台数に二分の一（敷地と駅とが近接している場合にあつては、十分の七）を乗じて得た数に相当する台数を超えない台数の自動車を駐車することができる駐車施設を当該集合住宅の敷地境界線からの水平距離が四百メートルの範囲内に設ける場合に限り、行うことができる。この場合において、条例第十三条の規定による報告を行うときは、次に掲げる図書を添付しなければならない。 一 敷地外に設置する駐車場の付近見取図（当該集合住宅の敷地と当該駐車場との間の距離を表示したもの） 二 敷地外の駐車場の所有者又は管理者が、駐車場の使用を承諾したことを証する書面の写し
附 則 この規則は、令和七年九月一日から施行する。	